

宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる
農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

令和2年2月10日制定

令和6年4月1日最終改正

第1 趣旨

本県における無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布については、人畜、農産物、周辺環境等に対する安全性を確保し、適正かつ円滑な実施を図るため、農林水産省が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和2年5月18日施行、以下「無人ヘリガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和2年5月18日施行、以下「無人マルチガイドライン」という。）のほか、このガイドラインの定めるところにより実施するものとする。

第2 実施計画の策定と計画・実績の報告

実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、宮城県内のほ場等で農薬の空中散布を実施する際には、実施計画の策定及び実績報告については、以下によるものとする。

- 1 実施主体は、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実施計画を作成する。
- 2 実施主体は、実施計画の策定、実施区域の設定等に当たっては、散布実施区域に係る市町村、団体等と十分に協議し、必要に応じて地方振興事務所、農業改良普及センター、病虫害防除所等の指導機関（以下「関係指導機関」という。）の指導及び助言を受けものとする。
- 3 無人ヘリコプターによる実施主体は、1の計画について、別記様式1により、利用しようとする時期が5月から7月までの場合は4月10日までに、8月以降の場合は7月10日までに、宮城県農政部長（以下、「農政部長」という。）宛て提出するものとする。
- 4 無人ヘリコプターによる実施主体は、散布実績について、別記様式2により、利用した時期が4月から12月の場合は12月末日までに、1月から3月の場合は3月末日までに、農政部長宛て提出するものとする。
- 5 農政部長は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図り、農薬の空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、3で提出された散布計画を県畜産担当課及び養蜂関係団体に情報提供する。

第3 適正な農薬の空中散布の実施

- 1 実施主体は、農薬の飛散等による公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、蜜蜂、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他の農作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）への被害防止に十分配慮するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びに操縦者及び補助者の経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認する等、実施区域及びその

周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

(2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするため、立て看板を設置する等の措置を徹底すること。

(3) 農薬の空中散布の対象以外の農作物への危被害防止のための措置を徹底すること。特に実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置を徹底すること。

2 実施主体は、地域の実態に即した農薬の危害防止、安全対策措置等について関係市町村、団体等と検討し、その内容及び実施計画等を地域住民にチラシその他の広報手段を用いて周知徹底を図り、実施に変更が生じる際には、変更に係る事項についてもあらかじめ周知するものとする。また、実施に当たっては、通勤通学路や人家の周辺及び畜水産関係（特に蜜蜂等）に影響のある地域では、実施日及び実施時間等について情報提供し十分調整するものとする。

その際、騒音等についても、理解を得るよう努めるものとする。

3 実施主体は、農薬の適正管理及び適正使用について、十分に配慮して散布等を実施すると同時に、散布された農薬が公共用水域等に影響しないよう、止水などの基本的な水管理の徹底を図るものとする。

4 実施主体は、農薬の空中散布の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して、散布飛行状況、散布効果等を調査するものとする。

5 実施主体は、より効率良く、かつ、経済的な散布を行うため、作物の生育や病害虫の発生状況の把握、散布能率の向上、散布コストの把握等に努めるものとする。

6 実施主体は、農薬の空中散布の記録等を保管しておくとともに、その実施区域に係る関係指導機関から求めがあった場合には、これらの記録を提出するものとする。

第4 事故が発生した場合の対応

1 事故は以下の事項とする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) 航空法に基づく事故

① 無人ヘリコプター及び無人マルチローターの飛行による人の死傷（重傷以上の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

② 第三者の所有する物件の損壊（農薬に起因する農作物の被害を含まない）

③ 航空機との衝突又は接触

(3) 航空法に基づく重大インシデント

① 航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき。

② 無人ヘリコプター及び無人マルチローターの飛行による人の負傷（軽傷の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

③ 無人ヘリコプター及び無人マルチローターの制御が不能になった事態

④ 無人ヘリコプター及び無人マルチローターが発火した事態（飛行中に発火したものに限る。）

2 1 (1) に該当する事故が発生した場合には、実施主体は、無人ヘリコプターの場

合は別記様式3、無人マルチローターの場合は別記様式4により、直ちに事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛てに報告するとともに、別に定める「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」に基づき適切に対処するものとする。

- 3 1(2)に該当する事故が発生した場合には、実施主体は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者がいる場合には救護を行うとともに、必要に応じて直ちに飛行の場所を管轄する警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡する等の危険を防止するために必要な措置を行う。

なお、1(2)の事故に該当する場合に限らず、必要と認められる場合には、所要の救護活動を行うべきである。

- 4 1(2)又は(3)に該当する事故等が発生した場合には、実施主体は、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は事故発生地を管轄する空港事務所に報告すること。

なお、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所に報告した場合は、別記様式5により、事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛て報告すること。

- 5 地方振興事務所長は、実施主体から報告があった場合、農政部長宛てに報告するものとする。

第5 指導体制

- 1 一般社団法人宮城県植物防疫協会は、宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会(以下、「県協議会」という。)の事務局として、実施主体、県及び一般社団法人農林水産航空協会と連絡をとり、安全運行、技術改善に協力するものとする。
- 2 県は、県協議会と連携し、危被害防止対策等について周知徹底を図るものとする。
- 3 関係指導機関は、無人ヘリガイドライン、無人マルチガイドライン及びこのガイドラインに基づき、適正に作業が実施されるよう、技術等の指導に当たるものとする。
- 4 市町村は、関係指導機関と連携を図り、実施主体に対し、作業の安全かつ円滑な実施等の指導に当たるものとする。

第6 その他

ゴルフ場内の無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる防除の手続きについては、農政部長が別に定める。

附則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。